

京 都 大 学 入 学 試 験 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学入学試験委員会規程 (平成18年達示第90号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>教育・学生担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 各学部長</p> <p>(3) 高等教育研究開発推進機構長</p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第4号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>教育担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p>
<p>国際教育プログラム委員会規程 (平成17年達示第52号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>教育・学生担当の理事</u></p> <p>(2) 国際交流担当の理事</p> <p>(3) 国際交流推進機構長 (以下「機構長」という。)</p> <p>(4) 研究科の教授又は准教授 各1名</p> <p>(5) 国際交流センター長</p> <p>(6) その他機構長が必要と認める教授又は准教授 若干名</p> <p>(7) 教育推進部長及び国際部長</p> <p>(8) 国際部留学生課長</p> <p>2 前項第4号及び第6号の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>教育担当の理事及び学生担当の理事</u></p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>(8) }</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p>

改 正 前	改 正 後
京都大学学生表彰規程 (平成18年達示第83号)	
(前 略) (学生表彰選考委員会)	(学生表彰選考委員会)
第5条 (略)	第5条 (同 左)
第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。	第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
(1) <u>教育・学生担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)	(1) <u>学生担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)
(2) 副学長補佐	(2) }
(3) 学生部長	(3) } (同 左)
(4) その他総長が必要と認める者 若干名	(4) }
2 前項第4号の委員は、総長が委嘱する。	2 }
(後 略)	附 則 この規程は、平成22年12月24日から施行し、平成22年10月1日から適用する。